

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 2018年9月26日

東京都作業部会確認年月日 2018年10月10日

事業名 倉庫等

案件名 大会運営倉庫の賃貸借契約について

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること		本委託の東京都負担については、大会経費のうち、パラリンピック経費については、組織委員会、東京都及び国がそれぞれ 2 : 1 : 1 の割合で負担するという平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであることが確認できた。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、全体最適性を担保すべき観点から、組織委員会が一元的に実施することが効率的かつ効果的である。	
経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること	必要性	本事業は、競技運営、大会運営に関する物品の受け取り、検品、保管、会場への配送を行う倉庫スペースの賃貸借に関するものであり、大会準備及び運営の観点から必須の事業である。	
	効率性	本事業は、各 FA 及びステークホルダーと協議し倉庫需要を把握している。また賃貸借契約における坪単価は、不動産仲介会社により、物件所有者と適切に交渉されており、不必要な費用な発生を防ぎ、効率性を担保していると判断した。また、都でも公開情報との比較で適正な単価であることを確認した。 今後、追加契約が発生するが、V2 予算の範囲内で収めるものとする。	
	納得性	組織委員会からヒアリングを行うとともに、提示された費用内訳等により包括的に確認し、納得性があると判断した。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		本事業にかかる費用は、大会、会場・競技運営に必要な大会経費であり、公費負担の対象として適切であると確認した。	

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。